

しがけんりつみくもようごがっこう 滋賀県立三雲養護学校

どうそうかいかいそく 同窓会会則

第1章 総則

めいしょう (名称)

第1条 本会は、滋賀県立三雲養護学校 同窓会 と称する。

もくてき (目的)

第2条 本会は、次の2項を目的とする。

第1項 会員相互の交流を深める。

第2項 自分の生き方や抱える悩みについて話し合い、ともに考え励まし合う場とする。

じぎょう (事業)

第3条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

第1項 後援会・懇談会

第2項 会誌の発行

第3項 会員の弔意

第4項 母校後援

第5項 その他必要と認める事項

しよざいち (所在地)

第4条 本会は、滋賀県立三雲養護学校内に事務局を置く。

第2章 会員

しかく (資格)

第5条 本会は、次の会員によって組織する。

第1項 同窓生会員

(1) 正会員

しがけんりつみくもようごがっこう 滋賀県立三雲養護学校 高等部 (石部分教室を含む) 卒業者、及び小学部・

ちゅうがくぶ こうとうぶ ざいせき もの りじかい しょうにん え もの そつぎょう よくねんど ねん
中学部・高等部に在籍した者で理事会の承認を得た者。卒業の翌年度より5年
きげん
を期限とする。

(2) OB会員

せいかいいん にゆうかい ご ねんいじょう けいか もの けいぞく にゆうかい きぼう もの
正会員として入会后5年以上を経過した者で継続して入会を希望する者。
ねん 3年ごとに継続して入会する意志の有無について確認するものとする。

第2項 職員会員

(1) 現職員会員

ほんこう げんしよくいん
本校の現職員

(2) 旧職員会員

ほんこう てんたいしよく しょくいん ほんかい しゅし さんどう もの ねん 3年ごとに継続して
本校を転退職した職員で本会の趣旨に賛同する者。3年ごとに継続して
にゆうかい いし うむ かくにん
入会する意志の有無について確認するものとする。

第3項 保護者会員

どうそうせいかいいん ほごしゃ
同窓生会員の保護者

げんしよくいんかいいん ぜんいんかにゆう げんそく げんしよくいん りんじこうしおよ
第6条 現職員会員については全員加入を原則とする。ただし、現職員のうち臨時講師及び
じむ げんぎょうしょくいん かが
事務・現業職員についてはその限りとしなない。

(任務)

かいいん ほんかい しゅし かいそく したが ほんそく もくてきたつせい つと
第7条 会員は本会の趣旨、会則に従い本則の目的達成に努めるものとする。

第3章 組織

(組織)

ほんかい つぎ そしき お
第8条 本会に次の組織を置く。

第1項 役員会

かいちょう
会長

めい どうそうせいかいいん
1名 (同窓生会員)

ふくかいちょう
副会長

めい どうそうせいかいいん ほんこう めい ぶんきょうしつ めい
2名 (同窓生会員) ※本校1名、分教室1名

かいけい
会計

めい げんしよくいんかいいん ほんこう めい ぶんきょうしつ めい
2名 (現職員会員) ※本校1名、分教室1名

やくいん
役員

じゃつかんめい どうそうせいかいいん げんしよくいんかいいん
若干名 (同窓生会員・現職員会員)

第2項 理事会

	りじちよう 理事長	めい ほごしやかいいん 1名 (保護者会員)
	かいけいかんさ 会計監査	めい ほごしやかいいん ほんこう めい ぶんきようしつ めい 2名 (保護者会員) ※本校1名、分教室1名
	りじ 理事	めい ほごしやかいいん 1名 (保護者会員)
第3項	こもん 顧問	めい がっこうちよう じむちよう 2名 (学校長・事務長)
第4項	じむきよく 事務局	

事務局については別に定める通りとする。

第9条 理事および会計監査、理事長に推薦する保護者会員は、過去3年間に高等部（石部分教室を含む）を卒業した正会員の保護者より選出することを原則とし、総会で承認を得る。

（組織役員の仕事）

第10条 会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長の事故ある時はこれを代行する。役員会は会務の企画・運営にあたる。理事会は役員会の求めに応じ、必要な援助を行う。顧問は役員会及び理事会の求めに応じ、必要な意見を述べる。

（組織役員補欠）

第11条 役員に欠員が生じた場合、必要に応じて会員の中より選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

（組織役員任期）

第12条 任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。ただし、理事会役員の仕事は2年までとする。

第4章 事務局

第13条 事務局には事務局長（副校長又は教頭）及び局員若干名をおく。

第14条 事務局員は現職員会員とし、職員会員を代表する役員・理事を兼ねる。

第5章 会議

第15条 本会の会議開催及び付議事項を次の通りとする。

(総会)

第1項 定時総会は年1回行う。ただし、理事会が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。

第2項 総会付議事項

前年度総括及び本年度方針

決算報告

役員改選

会則変更

その他必要と認めた事項

(役員会)

第3項 役員会は会長の招集により随時開催し、本会の運営に当たる。

(理事会)

第4項 理事会は会計監査を兼ねて年度末に1回定例で開催し、会務を支援する。

第5項 特に必要があると認められる場合には、会長又は事務局長は理事長に対し理事会の開催を求めることができる。

第6章 会計

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計)

第17条 本会の会計処理については、次の通りとする。

第1項 本会の経費は入会金・会費及び寄付金・事業収入をもってこれに充てる。

第2項 本会の会計事務に関しては、学校長に委任する。

(会費等)

第18条 入会費・会費は次の通りとする。

第1項 会員は別表の通り、入会費・会費を納入する。

		きんがく 金額	てきよう 摘要	のうにゆうじき 納入時期
にゆうかいひ 入会費	せいかいいん 正会員とその保護者会員	1,000円	せいかいいん ほごしやかいいん 正会員とその保護者会員 ねんかん つうしんひ どうそうかい 5年間の通信費、同窓会 かいさい かか じむひとう 開催に関わる事務費等 およ やくいんかいとうしゅつせき よう 及び役員会等出席に要 する交通費	そつぎようじとう 卒業時等
かいひ 会費	かいいん OB会員とその保護者会員	500円	かいいん ほごしやかいいん OB会員とその保護者会員 ねんかん つうしんひ どうそうかい 3年間の通信費、同窓会 かいさい かか じむひとう 開催に関わる事務費等 およ やくいんかいとうしゅつせき よう 及び役員会等出席に要 する交通費	じむきよく あんない 事務局より案内 けいぞく にゆうかい 継続して入会す る場合は ねんごと 3年毎
	げんしよくいん 現職員 かいいん 会員	100円	つうしんひ ほじよ 通信費の補助	じむきよく あんない 事務局より案内
	しよくいんかいいん 職員会員 きゅうしよくいん 旧職員 かいいん 会員	500円	ねんかん つうしんひ 3年間の通信費	てん たいしよくじ 転・退職時 けいぞく にゆうかい 継続して入会す る場合は ねんごと 3年毎

※尚、交通費の算出は、学校の旅費請求に準ずる。

第2項 会費の額は事業実施の都度、その内容に応じて定めるものとする。

第7章 付則

第19条 抹消（平成13年3月18日）

第20条 前第5条の規定は昭和59年度の卒業生及び職員より適用する。ただし、昭和58年以前の卒業生及び職員については、任意加入とする。

第21条 本会の会則を改正する場合は、あらかじめ理事会の協議の上、総会の議決を必要とする。

第22条 本会則は昭和61年8月17日実施。

第23条 前第3条第3項については、同窓会会員が死亡したときのみ、弔電を送ることとする。

第24条 前第2条について改正（平成13年5月13日）

だい じょう ぜんだい じょう かいせい へいせい ねん がつ にち
第25条 前第5条について改正 (平成13年5月13日)

だい じょう ぜんだい しょう かいせい へいせい ねん がつ にち
第26条 前第3章について改正 (平成13年5月13日)

だい じょう ぜんだい じょう かいせい へいせい ねん がつ にち
第27条 前第18条について改正 (平成13年5月13日)

だい じょう ぜんだい じょう かいせい へいせい ねん がつ にち
第28条 前第8条について改正 (平成16年5月9日)

だい じょう ぜんだい じょう かいせい へいせい ねん がつ にち
第29条 前第9条について改正 (平成16年5月9日)

だい じょう まえだい じょう かいせい へいせい ねん がつ にち
第30条 前第17条について改正 (平成16年5月9日)

だい じょう ぜんだい じょうだい こう かいせい へいせい ねん がつ にち
第31条 前第5条第1項について改正 (平成25年3月29日)

だい じょう ぜんだい じょう かいせい へいせい ねん がつ にち
第32条 前第13条について改正 (平成25年3月29日)

だい じょう ぜんだい じょう かいせい へいせい ねん がつ にち
第33条 前第18条について改正 (平成25年3月29日)

だい じょう ぜんだい じょう かいせい へいせい ねん がつ にち
第34条 前第5条について改正 (平成28年3月14日)

だい じょう ぜんだい じょう かいせい へいせい ねん がつ にち
第35条 前第6条について改正 (平成28年3月14日)

だい じょう ぜんだい じょう かいせい へいせい ねん がつ にち
第36条 前第8条について改正 (平成28年3月14日)

だい じょう ぜんだい じょう かいせい へいせい ねん がつ にち
第37条 前第9条について改正 (平成28年3月14日)

だい じょう ぜんだい じょう かいせい へいせい ねん がつ にち
第38条 前第5条について改正 (平成29年3月14日)

だい じょう ぜんだい じょう かいせい へいせい ねん がつ にち
第39条 前第6条について改正 (平成29年3月14日)

だい じょう ぜんだい じょう かいせい へいせい ねん がつ にち
第40条 前第8条について改正 (平成29年3月14日)

だい じょう ぜんだい じょう かいせい へいせい ねん がつ にち
第41条 前第9条について改正 (平成29年3月14日)

だい じょう ぜんだい じょう かいせい へいせい ねん がつ にち
第42条 前第13条について改正 (平成29年3月14日)

だい じょう ぜんだい じょう かいせい へいせい ねん がつ にち
第43条 前第15条について改正 (平成29年3月14日)

だい じょう ぜんだい じょう かいせい へいせい ねん がつ にち
第44条 前第18条について改正 (平成29年3月14日)

だい じょう ぜんこう じょう かいせい れいわ ねん がつ にち
第45条 前項12条について改正 (令和2年3月16日)

だい じょう ぜんこう じょう かいせい れいわ ねん がつ にち
第46条 前項18条について改正 (令和7年3月18日)